

阿南工業高等専門学校教育連携専門委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第12号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校教育連携専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程全体の企画及び調整に関する事項
- (2) 専任教員間の機能的連携に関する事項
- (3) その他教育の連携に関する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副教務主事の中から教務主事が指名する者 1名
 - (2) 一般教養教員の中から教務主事が指名する者 1名
 - (3) 各コース教員の中から教務主事が指名する者 各1名
 - (4) 専攻科担当教員の中から教務主事が指名する者 1名
- 2 教務主事が必要と認めた場合は、教科主任をその都度委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を防げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員長)

第5条 専門委員会に専門委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 専門委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 専門委員長に事故あるときは、専門委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは専門委員長の決するところによる。

(審議結果)

第7条 専門委員長は、専門委員会の審議結果を速やかに教務主事に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 専門委員長が必要と認めるときは、専門委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 専門委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 専門委員会に関する事務は、学生課教務係において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。